

## 公 告

建築基準法(昭和25年法律201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置として次のとおり指定した。

平成28年3月15日

福島県知事 内堀 雅雄

	指定年月日	指定番号	道路の築造者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び所在地)	道路の位置	道路の延長 (メートル)	道路の幅員 (メートル)
1	平成28年2月18日	福島県指令南建 第1686号	近藤 紀子 東白川郡棚倉町大字棚倉字日向 前227番地1	東白川郡棚倉町大字棚倉字中居野6 2番1、62番5、191番1	110.07	6.00~6.03
2	平成28年2月22日	福島県指令南建 第3414号	株式会社 アーネストワン 代表取締役 松林 重行 東京都西東京市北原町三丁目2 番22号	白河市昭和町134番1	25.33	5.00